

山梨県公報

第千九百七十二号

平成二十一年

八月十三日

木 曜 日

目 次

私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示…………… 四五五

公 告

県営土地改良事業の完了…………… 四五六

特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)…………… 四五六

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請…………… 四五七

落札者等の決定について…………… 四五七

平成二十一年度製菓衛生師試験の実施…………… 四五七

特定計量器の定期検査の実施…………… 四五八

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告…………… 四六〇

基本測量の実施…………… 四六〇

開発行為に関する工事の完了について(二件)…………… 四六〇

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 四六一

土地区画整理事業の換地処分の変更…………… 四六一

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… 四六一

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令…………… 四六一

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正…………… 四六一

その他

一般競争入札について…………… 四六五

告 示

山梨県告示第二百四十八号

私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示を

次のように定める。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示

私立学校法に基づく法人の行うことのできる収益事業の種類(平成十三年山梨県告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同項を準用する同法第六十四条第五項」を、「(同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、「学校法人及び」の下に「同法」を、「収益事業(」の下に「当該学校法人等の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を除く。」を加え、「第二条」を「次条」に改め、同条第二号中「(昭和二十三年法律第二百二十二号)」の下に「第二条各項(第二項及び第三項を除く。)」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
第二条を次のように改める。

第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成二十一年総務省告示第百七十五号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- 十一 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉

- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百四十九号

県営土地改良事業（身延地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成二十一年七月七日をもって完了した。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横内正明

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年七月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ヒューマン・サポート翼
 - 2 代表者の氏名 小林廣美
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市上谷五丁目六番二十二号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、高齢者（以下障がい者等という）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、併せて引きこもり、不登校問題に関し広く社会的理解と支援を促進すべく社会的啓発を行う事業に取り組み、もって障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月四日から同年十月三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年七月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士山溶岩と健康を守る会
 - 2 代表者の氏名 寺沢充夫
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津五千二百十九番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民をはじめとする全ての人々に対して、富士山溶岩のミネラルや遠赤外線の健康に及ぼす影響や有用性の研究・調査・利用をすることにより、人々の健康の増進及び動植物の育成・活性に寄与するとともに、併せて研究の果実を内外に発信・普及することにより、富士山周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年八月四日から同年十月三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 People To People International 山梨
 - 2 代表者の氏名 グッチョウ弥生
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市若松町七番六号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、この事業に関わる者に対し、異なる国や多様な文化の人々との教育、文化、交流活動に関する事業を行い、国際理解と国際親善・国際平和に寄与するこ

とを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年八月六日から同年十月五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十一年七月二十九日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人国際婚活研究会

2 代表者の氏名 長田朋子

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町清水新居三百八十七 七百八

4 定款に記載された目的

この法人は、在日外国人、訪日予定の外国人、日本人に対し、国際交流事業、国際結婚相談事業、在日外国人のための心理カウンセリング事業、在日外国人、訪日予定の外国人に対する日本語教育及び生活支援事業、介護人材確保のための事業、諸外国の介護技術の活用についての研究および普及・啓発活動に関する事業を通じて、各国相互の民間レベルでの理解と親善を深めることにより、豊かな地域社会づくりと国際協力の活動に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年八月四日から同年十月三日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る業務の名称及び数量

山梨県立病院の地方独立行政法人化に伴う新病院情報システム改修委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県福祉保健部医務課県立病院経営企画室 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年七月十六日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内一丁目十七番十号東武六水ビル

五 随意契約に係る契約金額
五千二百九十六万二千円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 平成二十一年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十一年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十一年十一月十八日（水）午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定め

るところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法
 住所地を所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間
 平成二十一年九月二十八日（月）から十月二日（金）までの毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、十月二日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類
 1 受験願書
 2 履歴書
 3 四に掲げる受験資格を有する者を証明する書類
 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの一枚）

5 製菓衛生師試験基準（平成十二年六月二十七日厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料
 九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）
 手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表
 平成二十一年十二月四日（金）正午に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先
 受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九〇）に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十一年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横内正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間（正午から午後一時までの間を除く。）	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五十一条又は第二条に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成二十一年九月十日	同	同	同
	平成二十一年九月七日	同	同	同
	平成二十一年九月十八日	同	同	同
	平成二十一年九月十五日	午前十時から正午まで	八幡公民館	山梨市（旧三富村、旧牧丘町を除く）
	同	午後一時半から午後三時まで	業協同組合山梨支所	同
	同	午後三時から午後五時まで	富士吉田市立産業会館	富士吉田市

平成二十一年九月十八日	午前十時から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合加納岩支所	同
平成二十一年九月二十九日	同	フルーツ山梨農業協同組合日下部支所	同
平成二十一年十月一日	午前十時から正午まで	フルーツ山梨農業協同組合日川支所統合共選所	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合後屋敷支所	同
平成二十一年十月二日	午前十時から午後三時まで	山梨市役所	同
平成二十一年十月五日	午前十時から午後三時まで	甲州市老人福祉センター(塩寿荘)	甲州市(旧勝沼町、旧大和村を除く)
平成二十一年十月六日	午前十時から正午まで	松里公民館	同
平成二十一年十月八日	午前十時から正午まで	塩山北中学校	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合塩山支所	同
平成二十一年十月九日	午前十時から午後三時まで	同	同

平成二十一年十月三日	午前十時半から午後三時まで	都留市文化会館	都留市
平成二十一年十月五日	同	同	同
平成二十一年十月六日	同	同	同
平成二十一年十月九日	午前十時半から正午まで	大月市西部農村環境改善センター	大月市
同	午後一時半から午後三時まで	真木公民館	同
平成二十一年十月十日	午前十時半から正午まで	大月市役所猿橋出張所	同
同	午後一時半から午後三時まで	大月市役所富浜出張所	同
平成二十一年十月十二日	午前十時半から正午まで	大月市役所七保出張所	同
同	午後一時半から午後三時まで	大月商店街協同組合	同
平成二十一年十月十三日	午前十時半から午後三時まで	大月商店街協同組合	同
平成二十一年十月十七日	午前十時から正午まで	梨北農業協同組合 合葦崎西支店	葦崎市
同	午後一時半から午後三時まで	梨北農業協同組合 合葦崎甘利支店	同

皮革面積計	平成二十一年十一月二日から平成二十二年三月三十一日まで (県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	甲府市を 除く県下 全域
	平成二十一年十一月二日から平成二十二年三月三十一日まで (県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成二十一年十月三十日まで)に検査を受けなかった場合に限る。)	
	平成二十一年十月二十九日	同	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	今期検査を実施する市町村の区域
	平成二十一年十月三十日	同	斐崎市役所	同
	平成二十一年十月二十九日	午前十時から午後三時まで	梨北農業協同組合 合斐崎東支店	同

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業(増穂西部地区農村振興総合整備事業)の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。
平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

二 縦覧期間

平成二十一年八月十三日から平成二十一年九月九日まで

三 縦覧場所

増穂町役場

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日まで、峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十一年七月三十一日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量(ジオイド測量)

二 作業期間 平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域 甲府市、大月市、北杜市、中央市、都留市、中巨摩郡昭和町、南巨摩郡増穂町、南巨摩郡鯉沢町、南巨摩郡身延町及び南都留郡道志村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十一年八月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

平成二十一年八月十三日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立山梨園芸高等学校の項の次に次のように加える。

山梨県立 笛吹高等学校	山梨県笛吹市石和町市部 三番地	全日制 (総合 学科は 、単位 制)	本 科 三 年	普 通 科
----------------	--------------------	--------------------------------	------------------	-------------

科、食品化学科、果樹園芸科、総合学

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁中一般
県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年八月十三日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中40の項を41の項とし、20の項から39の項までを一項ずつ繰り下げ、19の項

の次に次のように加える。

20	県立笛吹高等学校	笛 高
----	----------	-----

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年八月十三日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

別表第一中

二二	山梨市上神内川三〇三番地先（ 県道市之蔵山梨線と県道山梨停 車場線との交差点）	山梨市駅東	五一・五・二五
二三	山梨市上神内川三〇三番地先（ 県道市之蔵山梨線と県道山梨停 車場線との交差点）	跨線橋東	平成二十一年八月二三日 告示第八一号
二五	北都留郡上野原町四方津四一七 番地先（国道二〇号と町道巖中 学校との丁字路交差点）	巖中入口	平成二十二年二月二四日 告示第五一号

に改める。

五五八	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地五、九九二先(清里駅ロータリー部タクシール西側)(一四メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	北杜	平成二十一年七月三日 告示第七一号
五五九	市道	中央市成島一、七三九番地一先(伊藤精米所北側)(二四メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成二十一年八月三日 告示第八一号

を

五五八	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地五、九九二先(清里駅ロータリー部タクシール西側)(一四メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	北杜	平成二十一年七月三日 告示第七一号
-----	----	---	----	---------------------	----	----------------------

に改める。
別表第四中

二八	上野原市上野原三、一六三番地先(市道文教線単路)	上野原市立病院前	平成二十一年八月十三日 告示第八一号
----	--------------------------	----------	-----------------------

を

二八	北都留郡上野原町上野原三、一六三番地先(町道文教線単路)	町立病院前	平成二十四年五月三〇日 告示第二八号
----	------------------------------	-------	-----------------------

に

二五	上野原市四方津四一七番地先(国道二〇号と市道巖中学校線との丁字路交差点)	上野原西中入口	平成二十一年八月十三日 告示第八一号
----	--------------------------------------	---------	-----------------------

別表第十中

五、二九八	町道	南巨摩郡鰍沢町一四番地二先(大協生コン東側・丁字路交差点)	二	鰍沢	平成二十一年八月三日 告示第八一号
五、二九七	県道横手日野春停車場線	北杜市白州町横手一、三二四番地二先(ファミリショップみよしや北側・十字路交差点)	一	北杜	平成二十一年八月三日 告示第八一号
五、二九六	県道甲斐芦安線	南アルプス市六科一、一八六番地先(湯澤工業株南側・十字路交差点)	一	南アルプス	平成二十一年八月三日 告示第八一号
五、二九五	町道	南巨摩郡増穂町小林一、八一七番地三先(ちびっこ広場南側・十字路交差点)	一	鰍沢	平成二十一年七月二三日 告示第七一号

を

五、二九五	町道	南巨摩郡増穂町小林一、八一七番地三先(ちびっこ広場南側・十字路交差点)	一	鰍沢	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
-------	----	-------------------------------------	---	----	-----------------------

に

四、四八〇	町道	南巨摩郡鰍沢町三四〇番地一先(鰍沢病院北西側・十字路交差点)	二	鰍沢	平成二十一年八月一日 告示第八一号
-------	----	--------------------------------	---	----	----------------------

を

四、四八〇	町道	南巨摩郡鰍沢町三二一番地先(鰍沢病院北西角十字路交差点)	三	鰍沢	平成二十一年八月一日 告示第六号
-------	----	------------------------------	---	----	---------------------

五、二九九	町道	南巨摩郡鵜沢町一、一八八番地 先（鵜沢中学校南東側・十字路 交差点）	一	鵜沢	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
五、三〇〇	県道白 井河原 八田線	笛吹市石和町窪中島一五四番地 先（アピタ石和店南西側・十字 路交差点）	一	笛吹	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
五、三〇一	国道四 一一号	北都留郡丹波山村四、九四三番 地二先（鴨沢公民館西側）	一	上野 原	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号

に改める。
別表第十六中

二、九一四	町道	南巨摩郡鵜沢町一、一六四番地 先（鵜沢中学校）南側	鵜沢	五三・三・二三 一〇号
二、九一五	町道	南巨摩郡鵜沢町一、一〇三番地 先（東田橋）西詰	鵜沢	五三・三・二三 一〇号

二、九一四	削除	鵜沢	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
二、九一五	削除	鵜沢	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号

一一、四四八	町道	南巨摩郡南部町楮根四、七四〇 番地一先（国道五二号と町道と の丁字路交差点・北進車両）	南部	平成二十二年七月 二三日 告示第七一号
--------	----	---	----	---------------------------

一一、四四八	町道	南巨摩郡南部町楮根四、七四〇 番地一先（国道五二号と町道と の丁字路交差点・北進車両）	南部	平成二十二年七月 二三日 告示第七一号
一一、四四九	県道横 手日野 春停車 場線	北杜市白州町横手一、三一四番 地二先（ファミリショップみ よしや北側十字路交差点・西進 車両）	北杜	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五〇	農道	北杜市明野町浅尾五、二五九番 地三、四四七先（浅尾地区農道 一号线と市道二二二号线との十 字路交差点・北進車両）	北杜	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五一	農道	北杜市明野町浅尾五、二五九番 地三、二〇七先（浅尾地区農道 一号线と市道二二二号线との十 字路交差点・南進車両）	北杜	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五二	農道	北杜市明野町浅尾五、二五九番 地三、二〇八先（浅尾地区農道 一号线と市道五二二号线との十字 路交差点・北進車両）	北杜	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五三	農道	北杜市明野町浅尾五、二五九番 地三、四二三先（浅尾地区農道 一号线と市道五二二号线との十字 路交差点・南進車両）	北杜	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五四	町道	南巨摩郡鵜沢町一七一番地一先 （鵜沢町菅住宅梅林第三団地南 東側十字路交差点・東進車両）	鵜沢	平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一一、四五五	町道	南巨摩郡鵜沢町二二四番地二先 （大協生コン東側丁字路交差点	鵜沢	平成二十二年八月 一三日

		・西進車両)	告示第八一号
一、四五六	町道	南巨摩郡鵜沢町一、一八八番地 先(鵜沢中学校南東側十字路交 差点・南進車両)	鵜沢 平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一、四五七	町道	南巨摩郡鵜沢町一、一八八番地 先(鵜沢中学校南東側十字路交 差点・北進車両)	鵜沢 平成二十二年八月 一三日 告示第八一号
一、四五八	市道	上野原市上野原七五二番地先(原 島ビル北側・北進車両)	上野原 平成二十二年八月 一三日 告示第八一号

に改める。

その他

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年八月十三日

山梨県工業技術センター所長 秋 山 貴 司

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
 - 2 電子ビーム加工機 一式
 - 3 購入物品等の仕様等
- 二 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成二十二年一月二十九日
- 4 納入場所
山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者

に必要な資格等(平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年九月三十日(水)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十一年八月二十日(木) 午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十一年八月十四日(金) から平成二十一年九月十六日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県工業技術センター総務課(山梨県甲府市大津町二千九十四番地)に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年十月一日(木) 午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年九月三十日(水) 午後四時までに山梨県工業技術センター総務課(郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地)に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

免除

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Electron Beam Processing Machine

2 Date and time for tender

10:00AM October 1, 2009

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Research Planning & Administration Division,

Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-machi

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111